

Title	Richard T. Ashcroft and Mark Bevir ed., Multiculturalism in the British Commonwealth : comparative perspectives on theory and practices
Sub Title	
Author	関根, 政美(Sekine, Masami)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2022
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.95, No.3 (2022. 3) ,p.133- 147
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20220328-0133

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

Richard T. Ashcroft and Mark Bevir ed.,

Multiculturalism in the British Commonwealth: Comparative Perspectives on Theory and Practices

はじめに——多文化主義は終わらない？

本書は、英連邦諸国の多文化主義国家を新旧合わせて九か国（旧連邦諸国は英国、カナダ、オーストラリア、ニュージールランド（NZ）、新連邦諸国はインド、ナイジェリア、マレーシア、シンガポール、トリニダード・トバゴ）を取り上げて、多文化主義は理論的にも実践的にもいろいろ問題はあるが、今後とも必要だという前提で実証的な比較研究を行い、その理論的および政策上の問題点を明らかにするとともに、より適用力を向上させていくべきだとするものである。本書の編著者によると、多文化主義

支持者と批判者双方の議論は実証的研究に基づくことが少ない。また実証的でも個別特殊な事例研究が多く、また、そのほとんどがカナダ、オーストラリア、欧米諸国の多文化主義の研究を中心としたもので部分的（partial）であり全体的（holistic）でない。多文化主義の理論と実践について双方が提示する証拠は不十分なので、英連邦の九か国を選びそれぞれの多文化社会状況の発生状況と国民統合政策を専門に研究してきた研究者を集めて学際的な多文化主義政策（および類似の政策）の比較研究のシンポジウムを開いて検討した。その成果が本書である。

最近の多文化主義研究書では、多文化主義批判と多文化主義終焉論が増加している。多文化主義批判の対象はほとんどが理論においてはカナダの政治学者ウィル・キムリック（Will Kymlicka）の「リベラル多文化主義（Liberal Multiculturalism）」の議論であり、批判の集中砲火の根拠は英国、ドイツ、スウェーデン、オランダの多文化主義盛衰史を基にしている。それで十分なのかと本書は批判したうえで、研究者が見落としがちな非先進諸国の事例と、多文化主義前史である開発途上国の帝国主義支配と脱植民地化の歴史を含む歴史のかつ地理的な広がりをもつ研究に基づいた議論が必要であるとする。そのために、本書では

英連邦の多文化主義政策導入の歴史に議論を限定しているものの、歴史的に長く地理的に広くみる全体的研究となっている。

ところで、本書の編者の意図はよく理解できるのだが、本当に多文化主義は新英連邦諸国でも広く利用されているのかという疑問が湧く。正直、欧米加豪NZ以外の多文化・多民族社会の多文化主義は、多文化主義よりは多民族主義・多人種主義という名称のほうがふさわしいのではないだろうか。本書では多人種・多民族社会の文化・言語・宗教の多様性を差別なく対等な条件の下で承認・保護しつつ社会参加と社会統合を図ることを、広い意味での多文化主義政策としているようなので問題ないのかもしれない。ともかく、本書は最近流行りの軽率で政治的プロパガンダのような多文化主義批判とは一線を画している。何よりも多文化主義の失敗ではなく今後の発展を求めていることから、今回の「紹介と批評」で取り上げたい。

紹介

目次は以下の通りである。

Acknowledgments

1. What is Postwar Multiculturalism in Theory and Practice?

Richard T. Ashcroft and Mark Bevir

PART I BRITISH MULTICULTURALISM

2. British Multiculturalism after Empire: Immigration, Nationality, and Citizenship

Richard T. Ashcroft and Mark Bevir

3. Accentuating Multicultural Britishness: An Open or Closed Activity?

Nasar Meer and Tariq Modood

PART II MULTICULTURALISM IN THE "OLD" COMMONWEALTH

4. Multiculturalism in a Context of Minority Nationalism and Indigenous Rights and Canadian Case

Anigal Eizenberg

5. Australia's Liberal Nationalist Multiculturalism

Geoffrey Braham Levitt

6. Multiculturalism, Biculturalism, and National Identity in Aotearoa/ New Zealand

Katherine Smith

PART III MULTICULTURALISM IN THE NEW

COMMONWEALTH

7. Multiculturalism in India: An Exception?

Rohana Bajpai

8. Secularism in India: An "Gandhian" Approach

Farruk Godrej

9. Contesting Multiculturalism: Federalism and

Unitarism in Late Colonial Nigeria

Wale Adebunni

10. Arrested Multiculturalisms: Race, Capitalism, and

State Formation in Malaysia and Singapore

Daniel R.S. Goh

11. The Cunning of Multiculturalism: A Perspective

from the Caribbean

Viranjini Munasinghe

12. Comparative Perspectives on the Theory and

Practice of Multiculturalism: Lessons from the

Commonwealth

Richard T. Ashcroft and Mark Veriv

Bibliography

List of contributors

Index

第一章は序論の役割を担っている。本章では、本書出版の目的が明らかにされる。本書では多文化主義が英連邦諸国の多くの国々で採用されているとして、それらの比較研究がなされる。本書の起源は二〇一四年カリフォルニア大学（バークレイ校）で実施された本と同名の会議にある。本書の編者たちによると、多文化主義についてはその理論に関しても実践に関しても近年では議論がやかましいが、多文化主義に賛成するにしろ反対するにしろ、それらの議論の多くが十分な実証研究とそこから得られた証拠に基づいた議論ではないことが多い。また証拠に基づく議論であったとしても、その多くは一部の先進諸国の事例に基づくものであり、またそれらの実証研究も歴史的な幅広い観点からなされたものではなく、時には最近の事例から恣意的に選ばれたアドホックな証拠に基づくものが多い。地理的にも歴史的にもより広くみた比較研究に基づくものが少ない。そのような状況を補正するために本書と本書が基にした会議が企画されたのである。

理論的には批判の多くがカナダの政治学者で多文化主義の理論的研究の第一人者であるウィル・キムリックのものに集中しているのも問題だとする。もっとも多文化主義導入期より首尾一貫してリベリズムの観点から多文化主義

の正当性を理論的に擁護してきたのだからキムリツカに批判が集中するのも当然だが、キムリツカの議論も基本的にはカナダの多文化主義を基礎にしているに過ぎない。世界の多くの国々は多かれ少なかれ多人種・多民族・多文化社会であり、国民統合には多文化主義あるいは類似の政策が導入されているが、その政策は各々異なるはずである。とくにその人種的・民族的構成や文化・宗教の複雑性・多様性は、それぞれの国家の帝国主義に基づく植民地化や脱植民地化そして第二次世界大戦後の国民国家形成の歴史によっても様々な違いをみせるので、その理論化においても実践においても一先進国の事例を基にしているだけでは心許ない。そこで本書では、先進国と開発途上国を含む英連邦諸国に焦点を当て、その多文化主義の歴史を比較研究してみることにしたのである。

しかし、新旧の英連邦諸国でも南アフリカとジンバブエは除いてある。その理由は、本書では多民族国家の社会統合の際に、国内のすべての民族の文化的多様性を承認・維持しつつ各々の民族を政治的に対等な立場で統合させようとすることを多文化主義あるいは類似の政策による統合と見做すのに対し、両国はむしろ差別的な統合をしてきた歴史があるので排除した。

第二章から各国の事例研究となるが、最初に登場するのは英国である。英国は多文化主義の発祥地という位置づけである。多文化主義といえばカナダ、オーストラリアのそれであることは本章でも論じているが、広義の多文化主義という観点からすれば英国は、多民族・多文化帝国・連邦の盟主国であり帝国時代より多文化主義を採用していたことになる（英国内のウェールズ、スコットランド、イングランド、アイルランドと海外の異文化諸植民地を支配していた）。本章では第二次世界大戦後の英帝国終了後の時代に多文化主義英国が発展したということになる。

第二章では戦後の英国の移民政策と人種関係政策の歴史、そして多文化主義の歴史が論じられる。

英国は一九四八年に連邦諸国の人々を平等に扱う市民権政策を打ち出した結果、連邦諸国からの移民が増加し一九六〇年代には多文化社会となっていた。英国が多文化社会になったのは、通常、第二次世界大戦後の経済復興のための労働力が不足したので、連邦諸国より移民労働力を受け入れたためと説明されるが、本章では、英国が帝国時代より、植民地の臣民を平等に扱っていた帝国時代の歴史に基づくとする。第二次世界大戦後も英国は連邦の盟主としての地位を市民権平等政策と、リベラル民主主義とカラー・

ブラインド政策によりリベラル国家の老家であることを示そうとした。リベラル民主主義国家では自由・平等と寛容が尊重されるから、移民の文化・言語・宗教の否定は建前としてもしにくい。それ故にクリスティアン・ヨッブケのいう「事実上の多文化社会 (De Facto Multiculturalism)」となりやすい。

しかし、一九六〇年代より移民（低賃金）労働力の急増による国内労働市場の競争激化は生活不安を、そして多文化社会化は英国文化の変容・喪失に不安を抱く国民を増やし、連邦移民受入れに対する反発が増え、移民規制政策が導入され始めた。しかし、連邦の盟主であり民主主義国家の老家としては人種差別規制も必要だということから人種関係法も導入された。本章は移民規制を強化しながらも、同時に国内の差別を防止し人種関係の安定を図ろうという英国の一連の戦後初期の対応が多文化主義的であると見做している。これが英国こそが多文化主義の老家だという主張に繋がる。一九八〇年代になると英国内のムスリム移民増加にともなう諸問題（人種暴動など）が盛んになることから、ムスリム系移民に対して伝統的でありベラルな英国性「ブリティッシュネス (Britishness)」が強調され始め、英国の政治・社会への統合と社会的結束が強調されるように

なるとともに、多文化教育よりも市民権教育の重要性が強調されるようになった。これは二〇〇〇年代のキャメロン保守党首相による「強い男性的リベラリズム (Macho or Masculine Liberalism)」の強調へと繋がる。こうした保守的な動きに対して、ブレアー首相・ブラウン首相率いる労働党の時代には、不十分ながらも文化的多様性を積極的に承認するだけでなく国益に繋げようとする第三の道に沿った動きも強まったことにも本章は注目して、二〇世紀転換期を多文化主義の展開期でもあるとしている。

しかし、二〇〇一年の九・一一以後のムスリム系移民やその子孫達による英国内テロ（二〇〇五年七月五日ロンドン地下鉄テロ）活動や中東における人質首切り事件などが活発化する二〇〇〇年代になると、ポイント式移民制度導入による移民入国規制強化や帰化の際の市民権テストの導入による帰化条件の厳格化が進められ、それに反比例するかのように多文化主義政策の縮小が目立つようになり、「多文化主義の失敗 (The Failure of Multiculturalism)」が論じられるようになった。本章によれば、結局はリベラル・ナシヨナリズムがリベラルな多文化主義に勝ったということになる。それは多文化主義にもリベラル・ナシヨナリズムの性格が内包されているからだとも考えられる。し

かし、伝統的な英国性を強調することは国内で思わぬ動きを生み出した。それは英国独自論でもあったため、ブレグジットとスコットランド独立の動きを強化したのである。英国は英連邦の盟主としての立場を守ろうとして多文化主義国家となったが、それを否定する動きが英国のEU離脱や英国の分裂という思わぬ社会的帰結を生み出したのである。

二一世紀に入って多文化主義の失敗やら終焉あるいは後退が論じられるようになったが、これらの議論に反論するのが第三章である。「多文化主義の後退 (The Retreat of Multiculturalism)」論は二〇〇四年の『英国社会学雑誌』に掲載されたクリスティアン・ヨッブケのものが有名だが、一般的には二〇一〇年の保守党首相キャメロンによる多文化主義失敗論のほうがより注目された。本章はヨッブケ批判から始まる。たしかに一九九〇年代後半の労働党による多文化主義の強調に比べて二一世紀に入ると国民の間の多文化主義批判が強まり、イスラーム嫌いの風潮もさらに強まり、多文化主義批判論が政治家の間でも強まる。実際に社会統合、社会的結束、市民権教育と市民権テスト、ポイント制度、移民政策の安全保障政策化等の言葉が飛び交うようになった。とはいえ、本章の執筆者たちによると、そ

れらの多くは政治的レトリックに過ぎないものが多い。英国で実際に実施されている地方自治体を中心とした多文化主義政策や類似の政策の実行状況を調べた研究によると大きな後退はみられないということになり、ヨッブケは事象を強調し過ぎたということになる。実際同氏は、後退論を論じた数年後にはその議論を撤回している。本章の執筆者達は戦後、英国は首尾一貫して多文化性を強調し、それが労働党の政策で頂点に達したが、同時に反発も生じたので、その際に実際におきたことは多文化主義の行き過ぎへの反省に基づく「再編・再均衡化 (Multicultural Rebalancing)」すなわち、多様化と同質化の均衡であり後退ではないとする。むしろ、多文化主義批判と伝統的英国性の強調がブレグジットとスコットランド独立運動を強化したとの反省から「多文化英国性 (Multicultural Britishness)」を強調する議論も強くなっているとしている。しかし、保守党によるリベラリズム強化論が反多文化主義の動きを強調していることは、困ったことだが否めないのも確かである。

第二部では、旧連邦諸国であるカナダ、オーストラリア、NZが扱われる。第四章はカナダである。カナダはキムリックの住む国であり、その理論の基礎となった多文化主義の発祥地である。本書の編者達も、英国の多文化主義が

多文化主義の本来だと主張しつつも、戦後の近代多文化主義の本来はカナダだとする。しかし、仏系カナダ人の多いケベック州は、その連邦多文化主義を承認せず「間文化主義 (Inter-Culturalism)」を主張している。その理由はカナダ連邦の多文化主義はカナダ創設時の二大勢力の一つであった仏系カナダ人の文化と言語の優越的な地位を認めず、すべてを平等に扱っているからである。仏系カナダ人の地位はカナダのなかで歴史的に冷遇されてきたという思いが強く、仏文化・言語の維持と発展が強く望まれてきた。こうしたことから戦後カナダの仏系の人々が仏文化の承認と対等な扱いを求めて政治運動を開始すると、連邦政府は「二文化・二言語 (Biculturalism)」政策を導入してカナダの分裂を防ぐことに成功した。その後、第二次大戦後に急増した非英語・非仏語系移民も自分達の文化の承認と保護を求め始めたので、連邦政府は多文化主義を採用し、二文化・二言語政策を併用しながら仏系カナダ人の不満を宥めることになった。それでも仏系カナダ人は、連邦多文化主義には不満を抱いたままである。他方、カナダ先住民族も自決に基づく文化・言語の承認のみならず、自治州・分離独立要求を本格化している。

キムリックの多文化主義論はこうしたカナダの複雑な事

情を反映して、カナダの先住民と少数民族である仏系カナダ人の多く住むケベックに関しては、文化的にも政治的にも特別な地位を与えている。これらの先住民と少数民族は自ら自主的に英系カナダ人の率いるカナダ連邦政府の統治下に入った訳ではないため、両者は民族自決権を保持していた人々だと認定されたのである。これに対して他の新しい戦後の移民集団に対しては、異文化世界での生活を覚悟して自主的に入ってきたので不利な状況に対しては覚悟のうえであろうから、多文化承認のみ認めたのである。キムリックはリベラルな政治理論では国家は国民に対して中立であるとされているが、多文化国家では基軸文化と公用語はマジョリティ主流民族のものが採用されるので、必然的に異文化の人々は不利な地位に置かれる。その不利益を補償する必要があり、多文化主義が必要になるとするのである。

本章では、キムリックの理論はカナダの多文化社会状況を色濃く反映しているので仕方ないのかもしれないが、批判の多くが移民と先住民・少数民族の扱いを別にした点に集まっているとする。さらに大きな問題は多文化社会の主流民族の文化・言語、宗教が基軸文化となるが、その文化の主軸にリベラルな政治文化・価値があるとしても、リベ

ラルな政治文化の絶対性が前提とされているので多文化主義も「リベラル多文化主義」となる。その下でも有利不利の文化格差とそれに基づく経済・社会格差が生じるのである。このことはケベックにおいても同じである。間文化主義の下でもリベラルな政治文化・価値と仏系文化・言語の優位性が前提とされており、ケベック内の多文化衝突問題が生じる。と同時に、連邦多文化主義の全文化平等主義とケベックの仏文化優位を認める間文化主義との衝突問題が生じやすいので、それらへの対応のため「合理的な妥協 (Reasonable Accommodation)」制度が用意されたが、問題解決においてリベラルな文化・政治価値の優位性・重要性が目立っている。結果的に「リベラル・ナシヨナリズム (Liberal Nationalism)」が強調されることになるのでムスリム系移民からの反発を呼び込んでいる。この問題を解決することが大きな課題となっていると指摘される。さらに、キムリックの多文化主義では、個人主義より集団主義が強調されるので、個人主義を強調するリベラルな論者による批判も集中していることが指摘される。キムリック自身はある異文化集団内の個人の文化選択権は尊重されねばならないとし、集団文化の押し付けには反対している。

第五章はオーストラリアである。オーストラリアの多文

化主義はカナダを模倣した形で一九八〇年前後から本格化した。当初、超党派で国民的支持を得ていた連邦多文化主義も現在では異文化移民・難民の増加の下で、例によって国民の間に生活不安と文化不安が生じ、一九九〇年代より多文化主義批判が強まり、連邦政府による多文化主義の後退が生じている。それは移民省の名称から多文化主義を連想させる表記が消え、多文化教育より市民権教育の重要性が強調され、二〇〇七年には帰化のための市民権テストが採用されたことにも表われている。この動きは英国多文化主義の後退論が指摘することとほぼ同じだが、その背景にはムスリム系移民によるオーストラリア多文化主義におけるリベラル・ナシヨナリズムの強調への反発がある。リベラル・ナシヨナリズムの強調はリベラル・ナシヨナリズムの強調につながるのである。オーストラリアの場合は、多文化主義の導入以前は白豪主義という差別的な国家形成方針が採用されていたこともあり、白豪主義の終焉と多文化主義の採用の際にリベラル・ナシヨナリズムがより強調されていた。多文化主義にもリベラル・ナシヨナリズムが強く影響し、多文化主義もリベラル多文化主義の採用となり、カナダと同じような差別的な多文化社会となっていることが指摘される。多文化主義批判の結果、先住民への特別な待遇も後退して移民

対応用多文化主義の適用が論じられている。ただし、オーストラリアの多文化主義の後退や終焉が論じられてはいるが、それは英国の多文化主義の再均衡政策と似たような状況にあり、最近でも多文化主義復活への声はなくなっていないし、州・地方自治体レベルの多文化主義は健在である。

第六章はNZである。NZではオーストラリアと異なり第二次世界大戦後すぐにヨーロッパから大量の戦災難民・移民を受け入れたという歴史はない。故に、多文化主義よりは一九世紀のワイタング条約に基づく先住民族マオリ族の文化・言語の承認と政治代表問題が尊重され、二文化・

二言語主義政策が重視されてきた。一九八〇年代になつてようやく移民法が改正され、政府公認の用語ではないが、いわゆる「白新西蘭政策 (White New Zealand Policy)」が廃棄され多様な地域からの移民の流入が始まった。その際にNZに特徴的なことは南太平洋地域の島嶼国からの移民 (太平洋諸島移民) が相当数含まれていたことである。いずれにせよNZ政府も多文化主義の必要性を感じて導入した。しかし、多様な移民の増加は、例によって国民の間に生活不安と文化不安を生んだ。とくに中国系移民の増加による不動産への投資急増は、地価と家賃の上昇をもたらしたため生活不安が増幅した。その結果、NZの文化と生

活を守れという多文化主義批判が急増した。そしてこの動きは、オーストラリアやカナダ同様に先住民対応の二言語・二文化主義政策の後退に繋がった。そのため、マオリ族は移民対応用のNZ多文化主義化を批判しつつも、ポリネシアからの太平洋諸島移民と共闘して二文化・二言語政策を守るという複雑微妙な動きを生んだ。オーストラリアやカナダのような多文化主義批判はムスリム人口が少なかったこともあり生じなかったが、社会の多様化と先住民族の利益を守らなければならないという厄介な状況にNZ政府は置かれている。

第七章からは第三部となり、新連邦諸国の多文化主義状況が扱われる。第七・八章ではインドが扱われる。インドは英帝国時代の間接統治や分割支配などにより、植民地化以前からの多文化・多言語・多宗教状況が温存されていた。独立後は会議派による統治が行われたが、それは英政府の意向もありリベラル民主主義に基づいていた。しかし、英帝国時代の間接統治と分割統治により少数民族やマイノリティは特権的な地位を与えられていたことから、その地位を独立後も維持しようとして多文化主義を要求した。しかし、多文化主義は植民地支配を思い出すとしてヒンドゥー主流国民からは嫌われた。とはいえ会議派は、各州の公用語

は地域ごとに決めさせる一方、ヒンドゥ語と英語を全国共通語に定めるとともに、インド独立後に分離独立したパキスタンに移らずインドに残った多くのムスリムに対しては、世俗主義を条件にイスラーム宗教を実践する権利を与えた。しかし、その他のヒンドゥ系下層カースト集団や辺境に多く住む異文化・宗教マイノリティを多文化集団とは認めず指定カーストあるいは指定部族とした。これらを異文化・異宗教集団とせず後進的集団としたのは、リベラリズムのカラー・ブラインド政策のもと後進集団への積極的差別是正政策や経済社会的上昇支援策を利用して、これらの人々の近代化を急ぎ中流化し社会統合させるという目的があったからである。その結果、会議派は多文化主義の全面的採用ではなく限定的な採用とし、それも格差解消と文化的統合までの一時的な方便としていた。しかし、制限的であれ一時的であれ、多文化主義や積極的差別是正政策を採用したことから、ムスリム集団も発展していくとともに、ヒンドゥ系指定カースト集団や指定周辺部族はこれらの積極的差別是正政策の下で得た特権的地位を守ろうとして、多文化主義や積極的差別是正政策の永続化を求めた。こうなるよりベラリズムの下、平等に扱われ特権的な地位をもたないヒンドゥ主流国民は、特権的な地位を与えられてい

る人々に対して反発を強める。そしてインドの経済成長の下で力をつけたヒンドゥ系国民はヒンドゥ・ナシヨナリズムを強化していく。これがヒンドゥー・ナシヨナリスト政党(BJP)の登場とヒンドゥ教徒によるムスリム教徒攻撃・差別強化に繋がり、現在のインドの政情不安を生んでいるのである。

第八章は同じくインドが対象だが議論は世俗主義に焦点は絞られる。インドでは、前章が論じたように近年ヒンドゥ・ナシヨナリズムが吹き荒れている。それはインドの世俗主義理解に問題があったからだと本章はいう。インドの場合、ガンジーの議論が明らかにしているように、世俗主義とは宗教を信仰しつつ真理や生き方について一人静かに沈黙考することを意味するので、本来、公の場所での一神教的な宗教活動は望まれないが、西洋のそれは公的な存在である一神教的宗教の信仰を私的な領域に閉じ込めることを意味する。それをインドに当てはめると公的な宗教が私的領域に入り込み、一人沈黙考するという内省的な宗教信仰を駆逐し、私的領域においても公的宗教が発展することになる。ネルーおよび会議派は世俗主義の下、ヒンドゥとイスラームを抑え込んでいたと思っていたのだろうが、現実逆の方向に進んでいたのである。そのことをガ

ンジーは恐れていたのである。

第九章はアフリカのナイジェリアである。ナイジェリアはアフリカ中央部の人口二億の大国である。英国統治以前は北部と南部は別々の植民地だった。後に統合されたうえ一つ一つの国として独立した。そのため英帝国の都合によって寄せ集められた人々による多民族・多文化社会であった。独立前から独立後の統治形態について議論がなされた。寄せ集めの多文化社会なので英国は当初、多文化主義的な統治形態を推奨したが、多文化主義的な統治はインドの場合と同様に間接統治と分割統治の英帝国植民地支配形態を連想させるので、当初は嫌われていた。しかし、人口の多い北部を支配するハウサ族はリベラル民主主義による一文化単一国家を望んでいた。そのため、ハウサ族による強権的一元的支配を恐れた南部地域の東部を支配するイボ族と西部を支配するヨルバ族は、単一国家ではなく三つの州による多文化連邦国家を望んだ。その結果、南部の二つの民族の要求に沿って多文化連邦国家となった。独立は一九六〇年だったが、六三年には南部地域の西部をさらに分割して連邦は四つになっている。

しかし、単一国家形成に強い未練を示す北部は政治体制の変更を求めてクーデターを度々起こした。その度に南部

の部族による対抗的なクーデターが起こされ、長い間政情不安が続いた。それでも豊富な地下資源に基礎を置いた経済成長が続けられると、連邦内の民族的マイノリティの民族自決と多文化承認を求める動きが活発化して新たな政情不安が生まれた。結局は各連邦州内に民族ごとの自治地域を設定、各連邦州内の自治地域を総計で一〇から三〇〇〇に増やして多文化連邦国家として存続している。国家の細分化が進むことに危惧を示すものも多いが一応の安定をみている。ナイジェリアの多文化主義はキムリツカの多文化主義に沿っていうと先住民族・民族少数マイノリティ対応的な多文化主義となる。しかし近年では北部においてイスラーム過激派組織「ボコ・ハラム」によるイスラーム国家化を求めるテロ活動が活発化している。

第一〇章はシンガポールとマレーシアである。シンガポールとマレーシアは、もともと一つの植民地であった。現在のマレー半島からボルネオ島にかけて広がっていたが、この地域には錫鉱山やゴムのプランテーションが発達していた。鉱山やゴム・プランテーションは英系白人が経営しマレー人が当初労働力として採用されたが、労働力としてはインド人のほうが都合がよいとしてインドより移民を大量に受け入れた。マレー半島の突端にある今のシンガポー

ル地域はアジアとヨーロッパを結ぶマラッカ海峡に位置し、東西貿易の要として商業が栄えたが、当地には中国系移民が根を張った。プランテーションや鉱山労働力として中国人も利用しようとして英帝国は当初考えたが、中国人は労働条件に対して口うるさいということから敬遠された。こうした移民受入れ政策の結果、マレーシア地域は中国人、インド人、マレー人とヨーロッパ人からなる多人種・多民族植民地となっていた。戦後、同地域はマラヤ連邦として独立し一つの国家となったが（一九五七年）、マレー人がマラヤ連邦のなかで主流民族となったものの中国人とインド人が経済活動を主導することになり、農業従事者の多いマレー人との経済格差が直ちに広がった。マラヤ政府はブミプラ政策を採用して、マレー系への優遇措置を講じマレー系の経済・社会的地位の向上を図られたが、格差は容易に縮まらず、国内にはマレー人の中国系に対する反感が広がり人種暴動も発生した。そのためシンガポールが中国系を主流国民とする国家として独立することになった（一九六五年）。

マラヤ連邦はマレー人を主流民族とするマレーシアと中国人を主流民族とするシンガポールに分離したのである。植民地成立と脱植民地化の経緯からどちらも多人種・多民

族国家として成立した。両国は各民族の文化・言語維持を認めつつ、分離・併存しつつも統一国家として発展してきた。今までは主流民族の政府による強権的・権威主義的な統治が分裂的傾向を押さえつける形で統合を維持してきたが、今日では両国ともに今までの強権的統合の限界を感じ始めるようになり、多人種・多民族主義から各文化集団間の交流を進めると同時に民主化を進め、統一的国民意識を醸成させる多文化主義的統合への模索が始まっている。しかし、長い分裂傾向を修正するにはやはり長い時間がかかりそうである。

第一章はカリブ海のトリニダード・トバゴである。議論はトリニダードを中心に進められる。トリニダードは他のカリブ海の国々と同じく、ヨーロッパ系植民者が経営する砂糖茶プランテーション労働力として多くの黒人が奴隷として輸入され、先住民を駆逐して、アフロ系国民が主流民となった地域である。しかし、一九世紀に奴隷制度が廃止されアフロ系奴隷の解放が行われると、その代替労働力としてインド系移民が増加した。トリニダード・トバゴの脱植民地期と独立時にはアフロ系住民とインド系住民が二大勢力になっていた。トリニダードはアフロ系住民が主流国民として政治的権力を握っており、アフロ系は積極的に他

民族との混血を進め人口を増やした。その結果クレオール社会が生まれたが、トリニダードでは、フランス系植民地やその海外領土に対してよくいわれる言葉であるクレオールよりは、コスモポリタンという言葉を好んだので、コスモポリタニズムが尊重された。

そのなかでインド系住民はアフロ系住民と異なり自文化・言語に拘りインド系コミュニティの存続と維持に努めていた。そのためアフロ系住民から排他的な人種として敬遠されると同時に、経済・社会的にもアフロ系住民の風下に置かれた。しかし、二〇世紀後半になるとインド系住民の経済・社会的地位も向上し始め、その結果インド系首相や政府も登場するようになった、二一世紀になり登場したインド系政府は多文化主義の導入を論じ始めた。長い間アフロ系住民の風下に置かれていたインド系住民による反逆だともいえるが、メルティングポットのなコスモポリタニズムの社会統合とサラダボウルのな多文化主義の統合のせめぎあいには始まったばかりであり今後の動向が注目される。

第二章は本書の結論である。新旧の英連邦諸国の多文化主義の比較をした結果は何か。結局、本書の編者のまとめではやはりキムリック批判に辿り付く。本章ではキムリック理論における先住・少数民族と、自由移民との間で

多文化主義の対応の違いが強調されるが（評者の言葉でいうと先住民・少数民族対応用の多文化主義と移民対応用の多文化主義の区別）、その点に批判が集中する。本書で新旧英連邦諸国の多文化主義統合状況を順次みてくると、キムリックの議論をそのまま適用できそうなのは英豪加NZに限られてしまう。多文化社会の複雑な状況を考えると多文化主義政策の選択的適応にやはり問題があるということになる。さらに実際に英豪加NZの人々が大人しくキムリックの議論に従っているかというところではないようだ。NZやカナダでは先住民や少数民族が多文化主義より二文化・二言語主義あるいは間文化主義を好んでいるようにだし、移民とは違うと思っている先住民は移民対応用の性格の強い多文化主義を嫌っている。そのためむしろ移民と同じように扱いたい連邦政府と対立している場合もある（オーストラリアの先住民の場合）。

また第二次世界大戦後の移民と異なつて英帝国植民地時代に英帝国の都合によって呼び寄せられた移民は、戦後の独立時の基礎的な民族集団（もはや移民集団ではない）として扱われるべきだとして、キムリックのいう移民対応用の多文化主義政策ではなく、むしろ伝統的先住民・少数民族対応用の多文化主義を求めている（マレーシア、シン

ガポール、トリニダード・トバゴなどは多文化主義という言葉を当初より避けている。インド、ナイジェリアの場合は移民ではなく先住の少数民族が中心の多民族社会であり、多文化承認と例外承認だけでは満足できないであろう。その一方で先進諸国でも近年ムスリム系移民の増加によるイスラーム教の承認要求は世俗主義を超えたものであり、キムリックの移民対応用の多文化主義政策の想定を超えており対応は難しい。他方でキムリックの想定するような秩序だった選択的な多文化主義政策適用を受け入れるよりは、各民族は競争的に独自の要求をしていくことの方が多くことも分かった。こうしたことからいえるのは、キムリック流の選別的対応ではなく、一元的な対応が多文化主義に必要なものではないか。そうした意味では中庸な多文化主義の急進化が必要になるが、他方で、先進諸国ではリベラル・ナシヨナリズムに基づく同化主義的傾向の強い社会統合と社会的結束が叫ばれるようになってきているので、一方で多文化主義の急進化と同時に同化と多様化の均衡が必要になるのではないか。いずれにせよ多文化主義理論のさらなる精緻化と精練が必要になるだろうと主張して論が閉じられる。

評価

以上長々と紹介してきたが、手短かに評価したい。先進国から開発途上国、そして地理的にもアジア、北中米、ヨーロッパ、アフリカと幅広く英連邦諸国の多文化主義政策の事例研究をみてくると、本書の結論をそのまま素直に受け入れる必要があると感じる。実際、人口の同質的な社会は世界中でもほとんどなくなっているし（日本を含めて）世界的に人口の多様化は今後も進んでいく。今後もかなりの人口の多様性を前提に各文化集団の文化・言語・宗教の承認と維持を促しつつ、同時に対等な社会参加を進めて平等で自由な安定的で寛容な多文化社会を維持することが今後必要だということは理解できる。よって、一部の先進諸国の多文化主義の動向のみをみて軽々しく多文化主義の失敗とが終焉あるいは同化主義への回帰をいうのは厳に控えなければならぬこともわかる。

ただ、読んでいて気になったのは、①多文化主義についての定義が曖昧ではなかったか、また、②キムリックのいうような選択的でない一元的対応をする多文化主義を構想するといっても、移民集団にも民族自決権を認めることや、逆に先住民族や少数民族への民族自決権をなくして移民同様に多文化承認と一般法の適用免除・除外などで済ませる

ことが可能か、それとも他によい方法があるのか、③そもそも、いつから移民集団は歴史的少数民族集団となるのか区別が曖昧ではないのか、④リベラリズムを基盤とする基軸的な文化をもつ多文化社会でのリベラル・ナシヨナリズムな観点からの差別や格差（白人中心社会の維持）をなくすにあたり、リベラリズムを否定することは可能なのか、などいろいろ問題があると思われる。まだまだ世界各国や各地域の多文化化が進む現在、ムスリム移民の統合がうまくいっていないということだけで、多文化主義を否定し、かつ同化主義への回帰を主張することは時期尚早である。

もつとも近年、同化への回帰を主張する人々も、一昔前のような、移民や少数民族の伝統的文化・言語・宗教をほぼ否定しつくしたうえで統合を強制するような同化論は主張していないようである（リベラルな自由・平等の視点からも多様性を否定できないと認めるものも増えている。求めているのは社会の多文化性を残しつつ、リベラルな価値を移民・難民に身につけてもらったうえでの統合である）。要は同化と多文化の均衡を求めるものが多くなっているのである（これを中庸な多文化主義といってよいのではないか）。繰り返すが多文化社会の多様性を認めつつ社会統合を進める多文化主義については検討すべきことは沢山ある

のである。

(Oakland, California: University of California Press, 2019)

関根 政美